

医療施設地震対策支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1 医療施設の耐震化を促進するため、未耐震の医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に定める病院に係るものに限る。以下同じ。）の所有者が行う耐震診断（以下「補助事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内で岩手県補助金交付規則（昭和32年岩手県規則第71号。以下「規則」という。）及びこの要綱により補助金を交付する。

(補助対象医療施設及び補助対象経費)

第2 補助対象医療施設及び補助対象経費は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象医療施設は、建築基準法施行令の一部を改正する政令（昭和55年政令第196号）による改正前の建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）に規定する耐震基準で建築された建築物であって、次項に定める耐震診断を受けていないものとする。ただし、独立行政法人及び地方公共団体が所有するものを除く。
- (2) 補助対象経費は、前号に規定する補助対象医療施設に係る耐震診断に要する経費（耐震診断評定手数料を含む。）とする。

(補助事業に要する経費の配分及び補助事業の内容の軽微な変更)

第3 規則第6条第1項第1号及び第2号に規定する軽微な変更は、交付対象事業の新設又は廃止を伴わない事業内容の変更で、規則第5条に定める補助金の交付決定額に変更が生じない変更とする。

(補助事業要件等)

第4 補助の対象となる耐震診断は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」（平成18年国土交通省告示第184号）に基づき実施する耐震診断であること。
 - (2) 耐震診断の結果について、既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会が耐震判定委員会登録要綱に基づき登録した耐震判定委員会の評定を受けること。
- 2 補助金の補助基準額及び補助率は、別表第1に定めるとおりとし、交付額は、次に掲げるところにより算出するものとする。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- (1) 別表第1の1に掲げる補助基準額と同表の2に掲げる補助対象経費の実支出額の合計額とを比較していずれか少ない額を選定する。
 - (2) 前号により選定された額と、補助事業に係る総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較していずれか少ない額に、別表第1の3に定める補助率を乗じた額を補助額とする。

(補助金の交付の申請)

第5 この補助金の交付を申請しようとする者は、別表第2に定める医療施設地震対策支援事業補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

(補助の条件)

第6 補助金の交付の目的を達成するため、補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 本事業による耐震診断の結果、耐震強度不足と診断された場合については、耐震判定委員会の耐震診断評定書を受けてから6ヵ月以内に、知事に対し、中長期的な改善計画（任意様式）を提出すること。
- (2) 補助事業内容を変更する場合又は事業を中止若しくは廃止する場合は、別表第2に定める医療施設地震対策支援事業補助金変更（中止、廃止）申請書を知事に提出し、あらかじめその承認を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (4) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあっては、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、補助事業を遂行するために必要があると知事が認めて指示した事項。

(実績報告)

第7 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに別表第2に定める医療施設地震対策支援事業補助金請求書及び医療施設地震対策支援事業補助金実績報告書を知事に提出するものとする。

(申請の取下げ期日)

第8 規則第8条第1項に規定する申請の取下げ期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

(立入検査等)

第9 知事は、予算の執行の適正を期するため、補助事業者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 補助事業者は、補助事業の全部又は一部を委託により実施する場合において、当該委託の業務を行う者と契約を締結するに当たっては、知事が、予算の執行の適正を期するため、当該委託の業務を行う者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる旨の条件を附さなければならない。

(提出書類)

第10 規則により定める書類及びこれに添付する書類は、別表第2のとおりとする。

(消費税等仕入控除税額に係る報告等)

- 第 11 補助事業者は、規則第 4 条の規定に基づき補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助金の交付の対象となる経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率（当該補助金の額を当該経費の額で除して得た率のことをいう。）を乗じて得た額をいう。以下同じ。）が明らかではないため、消費税等仕入控除税額を含めて補助金の交付の申請をした場合に、当該申請の後に当該消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、速やかに消費税等仕入控除税額報告書（様式第 5 号）により知事に報告しなければならない。
- 2 補助事業者は、補助金の交付を受けた後に前項の報告をした場合は、当該報告による知事の補助金の返還の命令を受けて、前項の報告に係る消費税等仕入控除税額を返還しなければならない。

(補則)

- 第 12 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関して必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は平成 25 年 3 月 14 日から施行し、平成 24 年度の事業の補助金から適用する。

附 則

- 2 この要綱は平成 27 年 4 月 15 日から施行し、平成 27 年度分の補助金から適用する。

附 則

- 3 この要綱は令和 3 年 5 月 21 日から施行し、令和 3 年度分の補助金から適用する。

附 則

- 4 この要綱は令和 3 年 9 月 30 日から施行し、令和 3 年度分の補助金から適用する。

別表第1（第4関係）

1 補助基準額	2 補助対象経費	3 補助率
3,670 円×面積（1,000 m ² 以内の部分）＋ 1,570 円×面積（1,000 m ² を超えて 2,000 m ² 以内の部分）＋ 1,050 円×面積（2,000 m ² を超える部分）	医療施設の耐震診断に要する経 費（耐震診断評定手数料を含 む。）	3分の2以内

注）面積は、補助対象医療施設の床面積とする。

別表第2（第5、第7、第10関係）

条項	提出書類及び添付書類	様式	提出部数
規則第4条の規定による書類	1 医療施設地震対策支援事業補助金交付申請書 2 経費所要額調 3 事業計画書 4 見積書 5 建物配置図（建物ごとに延べ床面積を明記のこと） 6 補助対象建物の各階平面図 7 補助対象建物の建築年月日を確認することができる書類 8 補助対象建物の所有権を確認することができる書類 9 補助事業に係る歳入歳出予算書（見込書）抄本 10 その他知事が必要と認めるもの	様式第1号 別紙1 別紙2	1部
規則第6条第1項第1号から第3号までの規定により承認を受ける場合の書類	1 医療施設地震対策支援事業補助金変更（中止、廃止）申請書 2 経費所要額調 3 事業計画書 4 補助事業に係る歳入歳出予算書（見込書）抄本 5 その他知事が必要と認めるもの	様式第2号 別紙1 別紙2	1部
規則第13条第1項の規定による書類	1 医療施設地震対策支援事業補助金請求書 2 医療施設地震対策支援事業補助金実績報告書 3 経費所要額精算書 4 事業実績報告書 5 補助事業に係る歳入歳出決算書（見込書）抄本 6 耐震診断報告書 7 耐震診断評定書 8 契約書の写し 9 その他知事が必要と認めるもの	様式第3号 様式第4号 別紙1 別紙2	1部